



志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

志摩市長

梶 爪 政 吉

志摩市条例第 20 号

志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 16 年志摩市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。))又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。))

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例の規定は、令和 8 年 6 月 14 日から適用する。